

第208号(令和7年9月5日発行)	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[告示]

- △ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】 3

[公告]

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 7
- △ 同 【経済局商業振興課】 9
- △ 地籍調査作業規程準則に基づく筆界案の作成【みどり環境局地籍調査課】 11
- △ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】 12
- △ 横浜農業振興地域整備計画の変更及び農用地利用計画変更案の縦覧【みどり環境局農政推進課】 13
- △ 土地改良区の役員就退任の届出【みどり環境局農政推進課】 19
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】 20
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壤環境課】 21
- △ 排水設備指定工事店の指定【下水道河川局管路保全課】 22
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 24
- △ 横浜国際港都建設地区計画の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】 25
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 26
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 27
- △ 同 【建築局調整区域課】 28
- △ 同 【建築局調整区域課】 29
- △ 同 【建築局調整区域課】 30
- △ 同 【建築局調整区域課】 31
- △ 同 【建築局調整区域課】 32
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 33
- △ 同 【建築局調整区域課】 34
- △ 同 【建築局調整区域課】 35
- △ 同 【建築局調整区域課】 36
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 37
- △ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】 38

[区告示]

△ 認可地縁団体の告示事項の変更 【金沢区地域振興課】	39
△ 同 【旭区地域振興課】	40
△ 同 【旭区地域振興課】	41
△ 同 【旭区地域振興課】	42
△ 同 【中区地域振興課】	43
△ 同 【中区地域振興課】	44
△ 同 【保土ヶ谷区地域振興課】	45
△ 同 【栄区地域振興課】	46
△ 同 【栄区地域振興課】	47
△ 同 【栄区地域振興課】	48
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効 【金沢区総務課】	49
△ 同 【金沢区総務課】	50
△ 同 【港南区総務課】	51
△ 同 【神奈川区総務課】	52
[水道局]	
△ 横浜市水道局収納取扱金融機関の指定の一部改正 【経理課】	53
[交通局]	
△ 職員の懲戒処分 【人事課】	54
[教育委員会]	
△ 職員の懲戒処分 【南部学校教育事務所教育総務課】	55
[区選挙管理委員会]	
△ 委員長等の氏名 【南区】	56

告示

横浜市告示第353号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を指定した。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
(仮称)富岡東三丁目市民の森	金沢区富岡東三丁目 2,036番の1から2,036番の4まで、2,042番、2,044番の1、2,044番の2、2,045番、2,046番、2,076番から2,078番まで、2,079番の1、2,079番の2、2,080番から2,085番まで、2,086番の1、2,087番の口、2,088番及び2,123番から2,125番まで	令和7年4月1日から
(仮称)御伊勢山・権現山市民の森	金沢区瀬戸 4,480番の1、4,480番の3、4,482番の1、4,483番の1、4,484番の1、4,485番の1及び4,486番の1	令和7年4月1日から
金沢市民の森	金沢区釜利谷町 2,233番の4、2,233番の11、2,233番の12、2,253番の8、2,281番から2,284番まで、2,285番の1から2,285番の5まで、2,285番の7、2,285番の8、2,286番から2,289番まで、2,290番の1から2,292番まで	令和7年4月1日から

	90 番の 5 まで、 2,291 番の 1 、 2,291 番の 7 から 2,291 番の 12 まで 、 2,292 番から 2,297 番まで、 2,298 番の 1 から 2,298 番の 4 まで 、 2,300 番の 1 、 2,30 0 番の 5 、 2,301 番か ら 2,304 番まで、 2,30 5 番の 1 から 2,305 番 の 3 まで、 2,306 番か ら 2,308 番まで、 2,30 9 番の 1 、 2,309 番の 8 、 2,309 番の 11 から 2,309 番の 13 まで、 2,3 10 番、 2,311 番の 1 、 2,311 番の 4 、 2,312 番から 2,315 番まで、 2,316 番の 1 、 2,317 番、 2,318 番の 1 、 2,3 19 番及び 2,321 番から 2,323 番まで	
釜利谷市民の森	金沢区釜利谷東五丁目 2,776 番の 1 から 2,77 6 番の 3 まで、 2,990 番、 2,990 番の 2 及び 2,990 番の 3	令和 7 年 4 月 1 日 から
称名寺市民の森	金沢区金沢町 100 番の 2 、 100 番の 21 、 120 番の 3 、 120 番の 4 、 120 番の 15 、 120 番の 17 、 184 番の 2 、 196 番の 2 、 196 番の 3 、 217 番の 4 、 217 番の 8 、 217 番の 9 、 218 番の 1 から 218 番の 7 まで、 218 番の 9 、 21 8 番の 10 、 218 番の 14 、 218 番の 15 、 218 番	令和 7 年 4 月 1 日 から

	<p>の 21、 218 番 の 22、 21 8 番 の 27、 218 番 の 52 、 218 番 の 53、 220 番 の 2 から 220 番 の 4 ま で、 220 番 の 6、 221 番、 221 番 の 2 から 22 1 番 の 4 まで、 221 番 の 15、 221 番 の 16、 22 7 番 の 1、 227 番 の 3 、 227 番 の 4、 227 番 の 19、 229 番 の 2、 22 9 番 の 4 から 229 番 の 7 まで、 229 番 の 9、 233 番 の 6 から 233 番 の 10 まで、 233 番 の 17 から 233 番 の 22 まで、 233 番 の 24、 233 番 の 25、 233 番 の 27 から 23 3 番 の 29 まで、 234 番 の 10 から 234 番 の 12 ま で、 234 番 の 14、 234 番 の 15、 234 番 の 23、 234 番 の 24、 234 番 の 27 から 234 番 の 31 まで 、 235 番 及び 235 番 の 2</p> <p>金沢 区 谷津 町 123 番 の 2、 125 番、 125 番 の 2、 126 番、 126 番 の 2、 127 番、 128 番、 128 番 の 2、 129 番 の 1 から 129 番 の 3 まで 及び 130 番 の 1</p>	
氷取沢市民の森	<p>金沢 区 釜利谷 町 2,412 番 の 1、 2,412 番 の 8 、 2,413 番、 2,414 番 の 1、 2,415 番 の ロ、 2,415 番 の ハ、 2,416 番、 2,417 番 の 2、 2,4 17 番 の 3、 2,418 番 の</p>	令和 7 年 4 月 1 日 から

2から 2,418番の4まで、 2,419番、 2,420番の1、 2,420番の9から 2,420番の12まで、 2,420番の口、 2,420番のト、 2,421番の1、 2,421番の5、 2,421番の11から 2,421番の13まで、 2,422番の1から 2,422番の4まで、 2,423番、 2,424番の1から 2,424番の3まで、 2,433番の1、 2,435番の1、 2,435番の10から 2,435番の12まで、 2,435番の17から 2,435番の20まで、 2,435番の22、 2,435番の24から 2,435番の26まで及び 2,435番の32
金沢区釜利谷東五丁目
2,426番の1及び 2,429番の1

公 告

横浜市公告第483号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

相鉄ビル

西区北幸一丁目3番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ

代表取締役 左藤 誠

西区南幸二丁目1番22号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 曾我清隆 西区北幸二丁目9番 14号 ほか4者	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 山田浩央 西区北幸二丁目9番 14号 ほか4者

(4) 変更の年月日

令和7年6月30日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和7年8月19日

3 縦 覧 場 所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第484号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

港南台商事ビル

港南区港南台三丁目1番2号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

港南台商事株式会社

代表取締役 寺田 隆

港南区港南台三丁目22番28号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 390台	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 390台
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 容量 114.1 m ³	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 容量 105.04 m ³

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和7年8月20日ほか

(5) 変更する理由

来客者の利便に供するため

2 届出年月日

令和7年8月13日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第485号

地籍調査作業規程準則に基づく筆界案の作成

金沢区泥亀一丁目の一部について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第4項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 土地の所在・地番

金沢区泥亀一丁目2番の47

2 筆界案を確認することができる場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市みどり環境局総務部地籍調査課

3 筆界案を確認することができる者

上記1の所有者、利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

横浜市

5 筆界案を確認することができる期間

令和7年9月8日から令和7年9月29日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の9時から12時まで及び13時から17時まで

6 意見の申出

上記5の期間、筆界案について意見を申し出ることができる。

なお、上記5の期間を経過しても申出がないときは、地籍調査作業規程準則第30条第4項の規定に基づき調査を行う。

横浜市公告第486号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
阪東橋公園	南区高根町4丁目23番	別図のとおり 11,203 m ² のうち 2,550 m ²	立入禁止	令和7年9月5日から 令和7年10月31日まで
八ノ区公園	戸塚区戸塚町1,297番の2ほか	別図のとおり 366 m ²	立入禁止	令和7年9月8日から 令和7年12月19日まで

別図（省略）

横浜市公告第487号

横浜農業振興地域整備計画の変更及び農用地利用計画変更案の縦覧

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、横浜農業振興地域整備計画を変更するので、変更後の当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案を次のとおり一般の縦覧に供する。

この案について意見がある住民は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

当該農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に横浜市長に申し出ることができる。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 変更内容

- (1) 次の土地を農用地区域から除外する。

ア 恩田川沿岸区域 (A-20)

緑区小山町 607番の2

青葉区恩田町17番の6、20番の2、21番の3、24番の1、24番の4、24番の5、25番の3、25番の5、25番の6、25番の7、27番の11、27番の12、27番の13、28番の7、28番の8、29番の11、34番の14、34番の15、34番の16、35番の8、35番の9、35番の10、38番の9、38番の14、38番の15、39番の3、39番の4、40番の6、40番の7、40番の8

イ 峰沢区域 (B-4)

保土ヶ谷区峰沢町90番の6、95番の1、95番の2、95番の3

ウ 平戸区域 (C-15)

戸塚区平戸町519番の1の一部、521番の一部、522番の1の一部、522番の2の一部、551番の1の一部、570番の一部、571番の一部

- (2) 次の区域の農用地区域の指定を下記のとおりに仮換地での指定に変更する。

ア 上川井区域 (B-6)

地区名	仮換地	
	街区	画地
上川井	38	3-1
上川井	38	3-2

上川井	38	4
上川井	40	1 - 1
上川井	40	1 - 2
上川井	40	2
上川井	40	3
上川井	41	2
上川井	41	3
上川井	41	4

イ 上瀬谷区域 (C - 12)

地区名	仮換地	
	街区	画地
上瀬谷	2	2
上瀬谷	2	3
上瀬谷	3	1
上瀬谷	3	2
上瀬谷	3	3
上瀬谷	5	1
上瀬谷	5	2 - 1
上瀬谷	5	2 - 2
上瀬谷	5	4
上瀬谷	5	5
上瀬谷	6	1 - 1
上瀬谷	6	1 - 6
上瀬谷	6	2 - 1
上瀬谷	6	2 - 2
上瀬谷	6	3
上瀬谷	6	4
上瀬谷	6	5
上瀬谷	6	6
上瀬谷	6	7
上瀬谷	6	8
上瀬谷	6	9 - 1
上瀬谷	6	9 - 2
上瀬谷	7	1

上瀬谷	7	2
上瀬谷	8	1
上瀬谷	8	2
上瀬谷	8	3
上瀬谷	9	1
上瀬谷	9	2
上瀬谷	9	3
上瀬谷	10	1
上瀬谷	10	2
上瀬谷	10	3
上瀬谷	10	14
上瀬谷	10	15
上瀬谷	10	16
上瀬谷	10	18
上瀬谷	10	19-1
上瀬谷	10	19-2
上瀬谷	10	19-3
上瀬谷	10	20
上瀬谷	10	21
上瀬谷	11	1
上瀬谷	11	2
上瀬谷	11	3
上瀬谷	12	1
上瀬谷	12	2-1
上瀬谷	12	2-2
上瀬谷	12	2-3
上瀬谷	12	3
上瀬谷	12	4
上瀬谷	12	5-1
上瀬谷	12	5-2
上瀬谷	12	6-1
上瀬谷	12	6-2
上瀬谷	12	7
上瀬谷	12	8

上瀬谷	12	9
上瀬谷	13	1 - 1
上瀬谷	13	1 - 2
上瀬谷	13	2 - 1
上瀬谷	13	2 - 2
上瀬谷	13	3
上瀬谷	13	4
上瀬谷	13	5
上瀬谷	13	6
上瀬谷	14	1
上瀬谷	14	2 - 1
上瀬谷	14	2 - 2
上瀬谷	14	4 - 1
上瀬谷	14	4 - 2
上瀬谷	14	5
上瀬谷	14	6
上瀬谷	15	1
上瀬谷	15	2
上瀬谷	15	3
上瀬谷	15	4
上瀬谷	15	5
上瀬谷	15	6
上瀬谷	15	7 - 1
上瀬谷	15	7 - 2
上瀬谷	17	1 - 1
上瀬谷	17	1 - 2
上瀬谷	17	2 - 1
上瀬谷	17	2 - 2
上瀬谷	17	3
上瀬谷	17	4 - 1
上瀬谷	17	4 - 2
上瀬谷	18	1 - 1
上瀬谷	18	1 - 2
上瀬谷	18	2

上瀬谷	18	3
上瀬谷	19	1 - 1
上瀬谷	19	1 - 2
上瀬谷	19	2
上瀬谷	19	3
上瀬谷	20	1
上瀬谷	20	3
上瀬谷	20	4 - 1
上瀬谷	20	4 - 8
上瀬谷	20	5
上瀬谷	21	1 - 1
上瀬谷	21	1 - 2
上瀬谷	21	2
上瀬谷	21	3 - 1
上瀬谷	21	3 - 2
上瀬谷	21	4
上瀬谷	22	1 - 1
上瀬谷	22	1 - 2
上瀬谷	22	2
上瀬谷	22	3
上瀬谷	22	4
上瀬谷	22	5
上瀬谷	22	6
上瀬谷	22	7 - 1
上瀬谷	22	7 - 2
上瀬谷	22	7 - 3
上瀬谷	23	1 - 1
上瀬谷	23	1 - 2
上瀬谷	23	2
上瀬谷	23	3 - 1
上瀬谷	23	3 - 2
上瀬谷	23	4
上瀬谷	23	5
上瀬谷	23	6

上瀬谷	23	7
上瀬谷	24	1 - 1
上瀬谷	24	1 - 2
上瀬谷	25	1 - 1
上瀬谷	25	1 - 2
上瀬谷	25	2
上瀬谷	25	3 - 1
上瀬谷	25	3 - 2
上瀬谷	26	2 - 1
上瀬谷	26	2 - 2
上瀬谷	26	2 - 3
上瀬谷	27	1
上瀬谷	27	2 - 1
上瀬谷	27	2 - 2
上瀬谷	28	1 - 1
上瀬谷	28	1 - 2
上瀬谷	28	2 - 1
上瀬谷	28	2 - 2
上瀬谷	29	1
上瀬谷	29	2 - 1
上瀬谷	29	2 - 2
上瀬谷	29	2 - 3

2 縦覧場所

都筑区茅ヶ崎中央32番1号

横浜市北部農政事務所

戸塚区戸塚町16番地の17

横浜市南部農政事務所

3 縦覧期間

令和7年9月5日から令和7年10月6日まで

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時まで

横浜市公告第488号

土地改良区の役員就退任の届出

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、横浜市栄区長尾台土地改良区から次のとおり役員が退任し、及び就任した旨の届出があった。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理事	栄区長尾台町 381 番地	加藤米幸
同	栄区長尾台町 233 番地	加藤春雄
同	栄区長尾台町 382 番地	加藤正基
同	栄区長尾台町 239 番地	秋本源一
同	栄区長尾台町 231 番地	星野正雄
同	栄区長尾台町 1,360 番地	矢島久道
同	栄区長尾台町 259 番地	石井喜明
同	栄区長尾台町 240 番地	秋本秀一
監事	栄区長尾台町 242 番地	石井繁晴
同	栄区長尾台町 1,179 番地	矢島義久

2 就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理事	栄区長尾台町 381 番地	加藤米幸
同	栄区長尾台町 1,265 番地	石川義雄
同	栄区長尾台町 382 番地	加藤正基
同	栄区長尾台町 239 番地	秋本源一
同	栄区長尾台町 231 番地	星野正雄
同	栄区長尾台町 1,360 番地	矢島久道
同	栄区長尾台町 259 番地	石井喜明
同	栄区長尾台町 240 番地	秋本秀一
監事	栄区長尾台町 242 番地	石井繁晴
同	栄区長尾台町 1,179 番地	矢島義久

横浜市公告第489号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 形質変更時要届出区域の所在地

神奈川区恵比須町3番の1、3番の9及び3番の10の各一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

横浜市公告第490号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和4年2月横浜市公告第67号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区江ヶ崎町 1,622 番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

横浜市公告第491号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
30673	株式会社フローレス	渡邊信治	逗子市沼間2丁目11番10号
11779	株式会社マスターク相模原支店	萬田信太郎	相模原市緑区原宿1丁目7番22号
30674	有限会社ケミカルバスター川崎事業所	神野忠明	川崎市高津区明津120番地
30675	株式会社征矢設備	征矢伸一	川崎市麻生区東百合丘1丁目36番1-2号
30676	株式会社ライジングホーム	難波翔	川崎市中原区新丸子東2丁目895番地
30677	株式会社ON E F A M I L Y	飯村仁	戸塚区川上町574番地の1
30678	株式会社扇設備工業	山田享樹	小田原市寿町3丁目3番13号
30679	TOKO LIVING DESIGN株式会社	末永太一	旭区東希望が丘189番地
11780	有限会社荻野設備工業	荻野守	川崎市宮前区菅生3丁目34番8号
11781	株式会社湘南ヤマタ工	下山田大樹	平塚市紅谷町2番24-803号
11782	東北建設株式会社	佐藤和典	都筑区池辺町1,635番地
11783	株式会社羽布津建設	羽布津康弘	横須賀市津久井3丁目13番12号

11784	ア ク ア デ ザ イ ン	三 縄 陽 三	逗子市小坪2丁目8番 40号
11785	長 谷 川 設 備	長 谷 川 真 也	金 沢 区 六 浦 南 五 丁 目 10 番 34号

2 指定有効期間

令和7年9月1日から令和11年10月31日まで

横浜市公告第492号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和7年 5月15日	00324	有限会社伸興設備	(新)梅澤大造	(新)泉区上飯田町3,987番地の2
			(旧)梅澤啓子	(旧)泉区上飯田町3,987番地
令和7年 6月30日	00508	株式会社北勇	(新)栗村剛史	青葉区奈良三丁目21番地の4
			(旧)山崎清治	
令和7年 7月3日	30450	株式会社渡部興業	渡部竜	(新)港北区新横浜二丁目5番地の4
				(旧)都筑区東山田町1,568番地の30
令和7年 6月27日	00629	東京ガス横浜中央エネルギー株式会社	(新)山内真輝	西区伊勢町3丁目148番地
			(旧)原文比古	
令和7年 6月30日	11266	株式会社エムケイ	(新)小泉和雄	都筑区東方町2,454番地の2
			(旧)松本浩一	

横浜市公告第493号

横浜国際港都建設計画地区計画の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画地区計画の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成15年3月横浜市規則第36号）第2条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第3条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画地区計画

都筑中川一丁目地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

都筑区中川一丁目及び中川二丁目地内

3 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和7年10月10日午後7時開始

(2) 場所

都筑区中川二丁目8番1号

横浜市中川西地区センターハウス

4 縦覧期間

令和7年9月5日から令和7年9月19日まで

5 縦覧場所及び公述申出書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

6 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年9月5日から令和7年9月19日まで

7 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kocho/kocho-index.html>）

横浜市公告第494号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定に基づき、郷和台建築協定の認可申請があつたので、次のとおり、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧期間

令和7年9月5日から令和7年10月7日まで

2 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局建築指導部建築企画課

3 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

4 公開による意見の聴取の期日

令和7年10月16日午前10時30分

5 公開による意見の聴取の場所

戸塚区役所7階税務課会議室

戸塚区戸塚町16番地の17

横浜市公告第495号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和4年2月4日 第2021開1310号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区大手町1丁目9番2号

三菱地所レジデンス株式会社

第一開発部長 石原稔久

東京都中央区日本橋小舟町15番15号

西日本鉄道株式会社

不動産事業本部東日本事業部長 長島恵一

東京都港区港南2丁目15番1号

大林新星和不動産株式会社

代表取締役社長 矢野忠賢

東京都港区西新橋2丁目8番6号

大和地所レジデンス株式会社

代表取締役社長 下村俊二

静岡市葵区鷹匠1丁目1番1号

静岡鉄道株式会社

代表取締役 川井敏行

東京都港区芝2丁目31番19号

総合地所株式会社

代表取締役社長 梅津英司

3 開発区域に含まれる地域の名称

戸塚区吉田町1,482番の1、1,482番の7から1,482番の9まで、1,508番の3、1,508番の9、1,511番の1、1,511番の15、1,545番の19、1,545番の22から1,545番の24まで、1,623番の2、1,623番の29及び1,623番の30

横浜市公 告 第 496 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年8月28日第2024開1710号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋2丁目6番地の17

株式会社成建

代表取締役 常盤孝一

3 開発区域に含まれる地域の名称

青葉区田奈町10番の1及び10番の10から10番の12までの各一部
並びに10番の42

横浜市公 告 第 497 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年12月20日第2024開1117号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鶴見区鶴見中央四丁目33番1号

ナイス株式会社

代表取締役 津戸 裕徳

3 開発区域に含まれる地域の名称

港北区日吉本町六丁目2,460番の1の一部、2,460番の4の一部、2,460番の5、2,462番の1の一部、2,462番の3から2,462番の5まで、2,462番の6の一部及び2,463番の1の一部

横浜市公 告 第 498 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年1月16日第2024開1122号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中区太田町4丁目49番地

株式会社エヌ・ジー・エス

代表取締役 近江敏也

3 開発区域に含まれる地域の名称

港北区篠原町 2,794番の1の一部、2,794番の20、2,794番の21、2,819番の1の一部、2,819番の2の一部、2,820番の1の一部及び2,821番の一部

横浜市公 告 第 499 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た。

令 和 7 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 開 發 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号

令 和 7 年 5 月 19 日 第 2025 開 803 号

2 開 發 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名

瀬 谷 区 阿 久 和 東 一 丁 目 52 番 地 の 3

鈴 木 文 利

3 開 發 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称

旭 区 中 希 望 が 丘 165 番 の 1 、 165 番 の 14 及 び 165 番 の 15

横浜市公 告 第 500 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年6月11日第2025開1402号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

瀬谷区五貫目町25番地の16

五光・Gホールディングス株式会社

代表取締役 村井秀敏

3 開発区域に含まれる地域の名称

瀬谷区五貫目町25番の19の一部、25番の28の一部及び25番の82から25番の84まで

横浜市公告第 501 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 指定番号

第2025・1・2号

2 指定年月日

令和7年8月21日

3 道路の幅員

5.50 m

4 道路の延長

16.92 m

5 指定の場所

鶴見区下末吉五丁目 264番の58

6 申請者の氏名

株式会社ホームランド

代表取締役 小野洋一郎

横浜市公告第 502 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第2025・2・4号
- 2 指定年月日
令和7年8月27日
- 3 道路の幅員
5.50m
- 4 道路の延長
31.95m
- 5 指定の場所
神奈川区大口通103番の10及び126番の16
- 6 申請者の氏名
株式会社ハウスプラン
代表取締役 鈴木 賢広

横浜市公告第 503 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 指定番号

第2025・2・5号

2 指定年月日

令和7年8月27日

3 道路の幅員

5.50 m

4 道路の延長

12.04 m

5 指定の場所

神奈川区大口通 103番の11

6 申請者の氏名

株式会社ハウスプラン

代表取締役 鈴木 賢広

横浜市公告第 504 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第2025・14・3号
- 2 指定年月日
令和7年8月27日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
19.95 m
- 5 指定の場所
瀬谷区阿久和東三丁目4番の25
- 6 申請者の氏名
弥生建設株式会社
代表取締役 土屋啓一

横浜市公告第 505 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第39・74号

2 廃止年月日

令和7年8月19日

3 廃止部分の道路の幅員

7.50 m

4 廃止部分の道路の延長

20.19 m

5 廃止の場所

港南区芹が谷二丁目 1,037 番の76地先から戸塚区平戸町 1,143
番の1地先まで

横浜市公告第 506 号

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、東高島駅北地区土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 退任した理事

氏名	住所
日本貨物鉄道株式会社 取締役事業開発本部長 土井 広治	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33番8号

2 就任した理事

氏名	住所
日本貨物鉄道株式会社 取締役 今橋 一樹	東京都港区港南1丁目8番15号

区告示

金沢区告示第12号（令和7年8月20日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、阿王ヶ台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月20日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	難波昌子 金沢区釜利谷東四丁目 18番10号	高橋哲哉 金沢区釜利谷東四丁目 31番15号

旭区告示第13号（令和7年8月21日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘中央会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月21日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	渡邊 愛一郎 旭区南希望が丘55番地	青木 照枝 旭区南希望が丘35番地 の6

旭区告示第14号（令和7年8月21日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘中央会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月21日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	青木照枝 旭区南希望が丘35番地 の6	小足泰寛 旭区南希望が丘71番地 の15

旭区告示第15号（令和7年8月21日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘中央会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月21日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小足泰寛 旭区南希望が丘71番地 の15	五十嵐礼子 旭区南希望が丘77番地 の2

中区告示第5号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、石川町一丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年9月5日

横浜市中区長 永井由香

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	可児義康 中区石川町1丁目24番地	大島重信 中区石川町1丁目15番地 大島屋商店内

中区告示第6号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、吉田町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年9月5日

横浜市中区長 永井由香

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	今井 大 中区打越12番地	荒井 浩 中区中尾台4番地

保土ヶ谷区告示第13号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、星川二丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があつた。

令和7年9月5日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	志村 弘 保土ヶ谷区星川二丁 目7番26号	実方光夫 保土ヶ谷区星川二丁 目5番34号

栄区告示第16号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、春日町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年9月5日

横浜市栄区長 松永朋美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	橋本久司 栄区小菅ヶ谷二丁目29 番24号	黒住純一 栄区小菅ヶ谷二丁目40 番24号

栄区告示第17号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、庄戸三丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年9月5日

横浜市栄区長 松永朋美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	富田美月 栄区庄戸三丁目12番 29号	新富雄太 栄区庄戸三丁目26 番22号

栄区告示第18号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、桂台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年9月5日

横浜市栄区長 松永朋美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	武田幸光 栄区桂台西二丁目40番 17号	鈴木洋平 栄区公田町839番地の 17

区公告

金沢区公告第104号（令和7年8月15日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年8月15日

横浜市金沢区長 齋藤 真奈美

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 33-34 浜 横浜	令和5年12月23 日

金沢区公告第105号（令和7年8月15日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年8月15日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 21-06 浜 横浜	令和6年1月13 日

港南区公告第127号（令和7年8月20日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年8月20日

横浜市港南区長 粟原敏也

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 24-55 浜 横浜	令和7年1月10日

神奈川区公告第74号（令和7年8月28日掲示済）

自動車臨時臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年8月28日

横浜市神奈川区長 鈴木茂久

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 28-14 浜 横浜	令和5年12月2日
横 24-04 浜 横浜	令和6年6月12日
横 9-50 浜 横浜	令和6年9月23日
横 9-47 浜 横浜	令和6年11月16日
横 28-24 浜 横浜	令和6年12月21日

水道局

水道局告示第7号

横浜市水道局収納取扱金融機関の指定の一部改正

横浜市水道局収納取扱金融機関の指定（令和6年3月水道局告示第4号）の一部を次のように改正し、令和7年9月5日から施行する。

令和7年9月5日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡秀一

表中

「

城南信用金庫
信用組合横浜華銀
スルガ銀行株式会社

」

を

「

城南信用金庫
住信SBIネット銀行株式会社
スルガ銀行株式会社

」

に、

「

株式会社ゆうちょ銀行

」

を

「

株式会社ゆうちょ銀行
信用組合横浜華銀

」

に改める。

交通局

交通局公告第4号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次の者を令和7年8月8日懲戒処分に付した。

令和7年9月5日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
高速鉄道本部 総合司令所課 長補佐	事務職員	石井 明	停職2箇月
自動車本部営業課担当係長	事務職員	古林 裕也	停職2箇月
自動車本部浅間町営業所	運輸職員	坪井 雅樹	停職2箇月
自動車本部保土ヶ谷営業所	会計年度任用職員	中村 豊	減給5号
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	内田 明利	戒告
自動車本部浅間町営業所	運輸職員	大竹 勝幸	戒告

教育委員会

横浜市教育委員会公告第8号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号により、次の者を令和7年8月22日懲戒処分に付した。

令和7年9月5日

横浜市教育委員会

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立富岡東中学校	校長	矢田 弘	免職

区選挙管理委員会

横浜市南区選挙管理委員会告示第36号（令和7年8月22日掲示済）
委員長等の氏名

令和7年8月22日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和7年8月22日

横浜市南区選挙管理委員会

委員長

鈴木 新太郎

委員長職務代理人

岩田 充治